

議案第26号資料4

移動支援費特例補助金について

1. 経過

屋外での移動に困難がある障がい者等に対し、自立生活及び社会参加を促進するため、小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則（以下「規則」という。）第25条に基づき、移動支援費を支給している。

しかしながら、移動支援費の時間外加算分の取扱いについて、規則どおり運用されていなかったことが判明した。

移動支援費の額の算定に当たり、平成18年10月1日の規則制定時から夜間の時間外加算25%分の支給について、以下のとおり齟齬が生じていたものである。

- | | |
|--------------|------------------|
| ・規則別表 | ・・・午後8時から午後10時まで |
| ・利用者・事業者への説明 | ・・・午後6時から午後10時まで |
| ・支給の実態 | ・・・午後6時から午後10時まで |

2 平成30年11月以降の利用分についての対応

平成30年11月1日付けで規則を改正し、時間外加算を午後6時から午後10時までに改める。

3 平成30年10月31日までの利用分についての対応

- (1) 平成18年10月分から平成30年8月分までの規則の規定によらず支給した移動支援費については、債権を放棄する。

内容	平成25年4月～平成30年8月分	2,385,300円
	平成18年10月～平成25年3月分	左の期間における午後6時から午後8時までの時間外加算分として支給した移動支援費

- (2) 平成30年9月・10月分については、平成30年10月15日に判明したことから、支給を取り止めた。移動支援事業の安定的な運営を図るため、不支給分相当額について補助金を交付することとする。

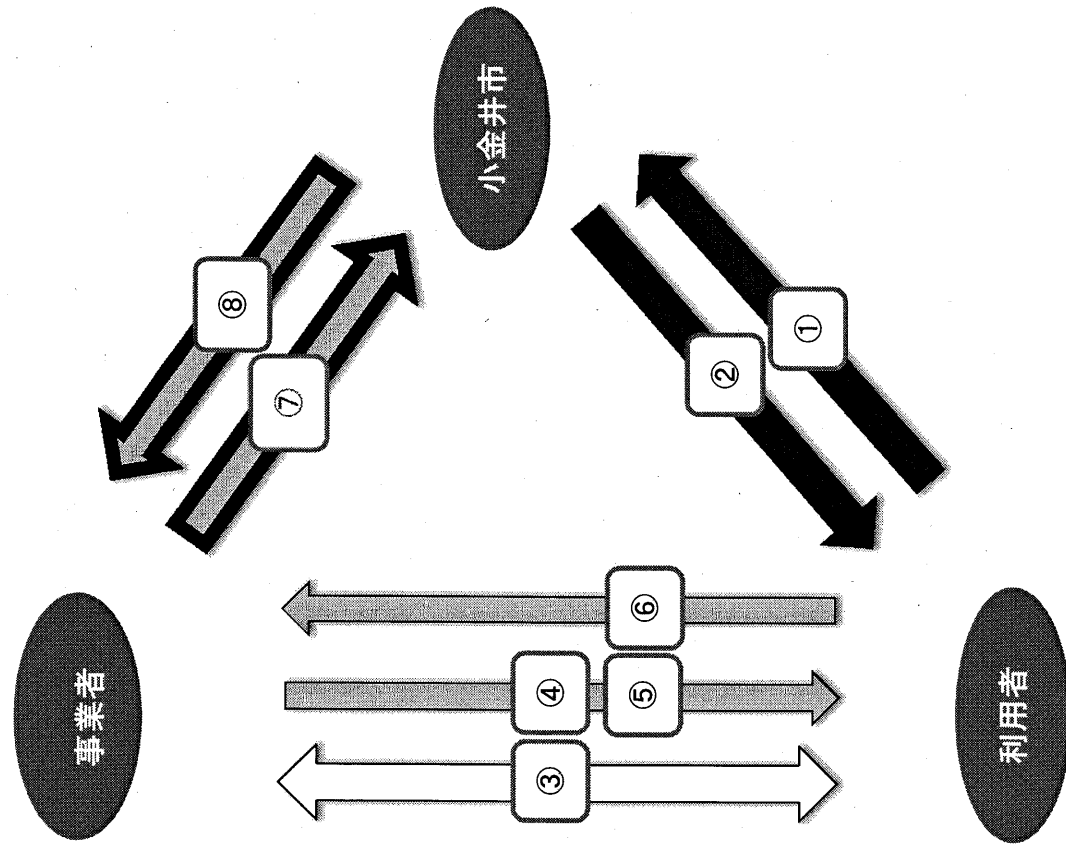
対象金額 80,000円

移動支援事業の流れ

<根拠法令>
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条
 第1項第8号
 小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第19条
 小金井市地域生活支援事業に係る事業者の登録に関する要綱
 小金井市移動支援事業実施要綱

- ①申請
- ②給付決定
- ③利用契約 (利用者 と 事業者)
- ④サービス提供
- ⑤利用者支払分請求 (0%・5%・10%分)
- ⑥利用者支払分支払 (0%・5%・10%分)
- ⑦事業者代理受領分請求 (市負担分 (100%・95%・90%分))
- ⑧事業者代理受領分支払 (市負担分 (100%・95%・90%分))

⑦⑧の部分に関しては、利用者が市から移動支援費の給付を受け、事業者に支払うものだが、代理受領により事業者が市に請求し、市が事業者に支払っている。



議案第32号

債権の放棄について

移動支援費に係る債権について、別紙のとおり放棄する。

令和元年5月31日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

移動支援費に係る債権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、本案を提出するものであります。

債権の放棄について

次のとおり債権を放棄する。

1 債権の内容

移動支援費

2 債務者

午後6時から午後8時までの時間外加算分の移動支援費明細表1及び2のとおり

3 放棄する債権の額

午後6時から午後8時までの時間外加算分の移動支援費明細表1及び2のとおり

4 放棄の理由

平成18年10月分から平成30年8月分までの利用に係る移動支援費の給付について、小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則（平成18年規則第62号）の規定によらず誤って支給した午後6時から午後8時までの時間外加算分は、加算の上、支給すべきであったものとの認識に立つものである。

午後6時から午後8時までの時間外加算分の移動支援費明細表

1 平成25年4月から平成30年8月分まで

(単位：円)

No	氏名	住所	移動支援費
1	A氏	小金井市在住	143,800
2	B氏	小金井市在住	600
3	C氏	小金井市在住	3,800
4	D氏	小金井市在住	16,600
5	E氏	小金井市在住	55,200
6	F氏	あきる野市在住	800
7	G氏	小金井市在住	6,800
8	H氏	小金井市在住	65,600
9	I氏	小金井市在住	760
10	J氏	小金井市在住	2,800
11	K氏	小金井市在住	200
12	L氏	小金井市在住	14,400
13	M氏	小金井市在住	9,600
14	N氏	小金井市在住	8,400
15	O氏	小金井市在住	3,400
16	P氏	小金井市在住	400

17	Q氏	小金井市在住	600
18	R氏	小金井市在住	13,200
19	S氏	小金井市在住	13,080
20	T氏	日野市在住	1,400
21	U氏	秋田県鹿角市在住	3,200
22	V氏	小金井市在住	400
23	W氏	小金井市在住	1,080
24	X氏	小金井市在住	3,600
25	Y氏	小金井市在住	600
26	Z氏	小金井市在住	360
27	AA氏	小金井市在住	200
28	AB氏	小金井市在住	800
29	AC氏	小金井市在住	19,420
30	AD氏	小金井市在住	53,300
31	AE氏	小金井市在住	360
32	AF氏	小金井市在住	48,800
33	AG氏	小金井市在住	800
34	AH氏	小金井市在住	760
35	AI氏	小金井市在住	111,600
36	AJ氏	小金井市在住	1,400

37	AK氏	小金井市在住	36,400
38	AL氏	小金井市在住	180
39	AM氏	小金井市在住	4,200
40	AN氏	小金井市在住	1,200
41	AO氏	小金井市在住	1,680
42	AP氏	小金井市在住	400
43	AQ氏	小金井市在住	19,800
44	AR氏	小金井市在住	180
45	AS氏	小金井市在住	2,400
46	AT氏	小金井市在住	10,230
47	AU氏	小金井市在住	800
48	AV氏	小金井市在住	1,000
49	AW氏	小金井市在住	800
50	AX氏	小金井市在住	800
51	AY氏	小金井市在住	1,600
52	AZ氏	小金井市在住	18,600
53	BA氏	小金井市在住	200
54	BB氏	小金井市在住	2,800
55	BC氏	小金井市在住	33,600
56	BD氏	小金井市在住	25,000

57	BE氏	小金井市在住	77,000
58	BF氏	小金井市在住	82,200
59	BG氏	小金井市在住	180
60	BH氏	小金井市在住	360
61	BI氏	小金井市在住	1,710
62	BJ氏	小金井市在住	600
63	BK氏	小金井市在住	2,000
64	BL氏	小金井市在住	1,200
65	BM氏	小金井市在住	3,600
66	BN氏	小金井市在住	900
67	BO氏	小金井市在住	800
68	BP氏	小金井市在住	360
69	BQ氏	小金井市在住	380
70	BR氏	小金井市在住	5,800
71	BS氏	小金井市在住	3,800
72	BT氏	小金井市在住	11,880
73	BU氏	小金井市在住	5,000
74	BV氏	小金井市在住	200,200
75	BW氏	小金井市在住	2,800
76	BX氏	小金井市在住	180

77	BY氏	小金井市在住	1,520
78	BZ氏	小金井市在住	2,600
79	CA氏	小金井市在住	41,220
80	CB氏	小金井市在住	54,800
81	CC氏	小金井市在住	4,400
82	CD氏	小金井市在住	75,000
83	CE氏	小金井市在住	600
84	CF氏	小金井市在住	45,280
85	CG氏	小金井市在住	1,500
86	CH氏	小金井市在住	4,400
87	CI氏	小金井市在住	2,000
88	CJ氏	小金井市在住	1,080
89	CK氏	小金井市在住	48,200
90	CL氏	小金井市在住	20,400
91	CM氏	小金井市在住	7,000
92	CN氏	小金井市在住	600
93	CO氏	西東京市在住	424,400
94	CP氏	立川市在住	2,400
95	CQ氏	小金井市在住	2,200
96	CR氏	小金井市在住	2,600

97	C S 氏	小金井市在住	17,000
98	C T 氏	小金井市在住	400
99	C U 氏	小金井市在住	34,200
100	C V 氏	小金井市在住	1,120
101	C W 氏	小金井市在住	324,800
102	C X 氏	小金井市在住	180
103	C Y 氏	小金井市在住	32,600
104	C Z 氏	小金井市在住	22,000
105	D A 氏	小金井市在住	17,480
106	D B 氏	国立市在住	1,000
107	D C 氏	小金井市在住	200
108	D D 氏	小金井市在住	18,580
109	D E 氏	小金井市在住	1,600
110	D F 氏	小金井市在住	600
111	D G 氏	国立市在住	400
合計			2,385,300

2 平成18年10月分から平成25年3月分まで

氏名	住所	移動支援費
平成18年10月分から平成25年3月分までの午後6時から午後8時までの時間外加算分として移動支援費の給付を受けた者	特定でない	平成18年10月分から平成25年3月分までの午後6時から午後8時までの時間外加算分として支給した移動支援費

議案第34号

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和元年6月6日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方税法の改正により、規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表備考第3項中「第5条の4の2第6項」を「第5条の4の2第5項」に改める。

付 則

この条例は、令和元年9月1日から施行する。

議案第34号資料

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>別表（第3条関係） （表省略） 備考 1 省略 2 省略 3 この表において、「所得割の額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第5項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとする。）の額をいう。</p> <p>4 } 省略 5 } 16 }</p> <p>付 則 この条例は、令和元年9月1日から施行する。</p>	<p>別表（第3条関係） （表省略） 備考 1 省略 2 省略 3 この表において、「所得割の額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとする。）の額をいう。</p> <p>4 } 省略 5 } 16 }</p>	<p>法改正に伴う引用条項の整備</p>